

東京大学経済学図書館所蔵資料のデジタルデータについて

- (1) この画像データは、東京大学経済学図書館が所蔵する資料のうち、有価証券報告書をデジタル撮影したものです。
- (2) 利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化により、一部、文字の写りが悪いものを含んでいます。また、一部、オンライン公開に適さないと判断し、墨消処理した部分があります。
- (5) この画像データに関する質問等は東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。

連 結 財 務 諸 表

(昭和54年6月29日提出の証券取引法第
24条第3項に基づく報告書の添付書類)

連結会計年度 自 昭和52年 4月 1日
至 昭和53年 3月31日
自 昭和53年 4月 1日
至 昭和54年 3月31日

大 蔵 大 臣 殿

昭和54年7月30日提出

会 社 名 三 菱 石 油 株 式 会 社



英 訳 名 MITSUBISHI OIL COMPANY, LTD.

代表者の
役職氏名 取締役社長 馬 淵 辰 郎



本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門1丁目2番4号

電話番号 (595) 7156

連絡者 経理部
経理調査グループ主査 里 井 英 雄

もよりの連絡場所 同 上

電話番号 同 上

連絡者 同 上

監 査 報 告 書

三菱石油株式会社

昭和53年4月 1日から

昭和54年3月31日まで

三菱石油株式会社

取締役社長 馬 淵 辰 郎 殿

作成年月日 昭和54年7月20日

事務所所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号青山ビル7階

ブライス・ウォーターハウス会計事務所内

事務所名 鮎子田公認会計士事務所

公認会計士 鮎子田俊助 

電話 404局9351(大代表)

事務所所在地 東京都港区北青山1丁目2番3号

青山ビルディング7階

ブライス・ウォーターハウス会計事務所内

事務所名 田邊公認会計士事務所

公認会計士 田 邊 三 夫 

電話 404局9351(大代表)

私どもは、証券取引法第193条の2に基づく監査証明を行うため、以下に掲げられている三菱石油株式会社の昭和53年4月1日から昭和54年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち連結貸借対照表並びに連結損益及び剰余金結合計算書について監査を行った。

この監査に当って、私どもは、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。なお、連結総資産のうち21%を構成する連結子会社2社(東北石油株式会社及び沖縄石油基地株式会社)の財務諸表の監査は、他の監査人により実施された。

監査の結果、連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、連結財務諸表の表示方法は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、私どもは、上記の連結財務諸表が、三菱石油株式会社及び連結子会社の昭和54年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する連結会計年度の経営成績を適正に表示しているものと認める。

会社と私どもの間には、公認会計士法により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 連結貸借対照表

期 別 科 目	昭和53年3月31日現在		昭和54年3月31日現在	
	金 額	%	金 額	%
資 産 の 部	百万円		百万円	
I 流 動 資 産				
1. 現金及び預金	36,593		43,197	
2. 受取手形(注1)	18,426		16,750	
3. 売掛金	127,218		123,600	
4. 非連結子会社及び 関連会社売掛金	36,918		11,596	
5. 有価証券	2,664		4,562	
6. たな卸資産				
(1) 製品・商品	23,113		25,773	
(2) 半製品	17,269		17,081	
(3) 原材料	64,385		61,321	
(4) 貯蔵品	2,691		3,274	
たな卸資産合計	107,458		107,449	
7. 前払費用	1,706		4,305	
8. 短期貸付金	135		87	
9. 非連結子会社及び 関連会社短期貸付金	1,130		610	
10. その他の流動資産	1,697		8,731	
11. 貸倒引当金	△2,400		△2,401	
12. 繰延税金	7,153		281	
流動資産合計	338,698	74.4	318,767	63.1
II 固 定 資 産				
1. 有形固定資産(注2)				
(1) 建物	10,004		11,759	
(2) 構築物	14,308		23,141	
(3) 油槽	11,624		19,685	
(4) 機械及び装置	29,380		33,092	
(5) 車輛その他運搬具	155		288	
(6) 工具器具及び備品	1,275		1,563	
(7) 土地	17,681		26,997	
(8) 建設仮勘定	4,782		43,602	
有形固定資産合計	89,209	19.6	160,127	31.7
2. 無形固定資産				
(1) 特許権	422		449	
(2) 利用権	211		327	
無形固定資産合計	633	0.1	776	0.2
3. 投資その他の資産				
(1) 投資有価証券	4,412		4,737	
(2) 非連結子会社及び 関連会社株式	4,439		2,152	

期 別 科 目	昭和53年3月31日現在		昭和54年3月31日現在	
	金 額	%	金 額	%
	百万円		百万円	
(3) 長期貸付金	492		732	
(4) 非連結子会社及び 関連会社長期貸付金	6,846		2,505	
(5) 差入保証金	719		838	
(6) 長期前払費用	746		2,817	
(7) その他の投資その他の資産	105		1,476	
(8) 繰延税金	8,820		9,040	
投資その他の資産合計	26,579	5.9	24,297	4.8
固定資産合計	116,421	25.6	185,200	36.7
Ⅲ 繰延資産				
1. 開業費	—		549	
2. 新株発行費	—		19	
繰延資産合計	—	—	568	0.1
Ⅳ 連結調整勘定	—	—	561	0.1
資産合計	455,119	100.0	505,096	100.0
負債の部				
Ⅰ 流動負債				
1. 支払手形	29,127		23,932	
2. 設備関係支払手形	8,296		7,460	
3. 買掛金	63,541		65,712	
4. 非連結子会社及び 関連会社買掛金	32,767		297	
5. 短期借入金	164,464		211,339	
6. 社債(1年以内償還)	1,735		495	
7. 未払税金	28,882		36,481	
8. 未払金	1,288		4,821	
9. 未払費用	9,124		8,980	
10. 前受金	592		2,304	
11. 預り金	4,976		5,716	
12. 賞与引当金	1,919		2,193	
13. 事業税引当金	3,457		198	
14. 法人税等引当金	14,482		780	
15. 社内預金	4,414		5,275	
流動負債合計	369,064	81.1	375,983	74.5
Ⅱ 固定負債				
1. 社債	3,510		3,015	
2. 長期借入金	47,333		92,107	
3. 退職手当引当金	5,783		6,380	
4. その他の固定負債	160		164	
固定負債合計	56,786	12.5	101,666	20.1

期 別 科 目	昭和53年3月31日現在		昭和54年3月31日現在	
	金 額	%	金 額	%
	百万円		百万円	
Ⅲ 特 定 引 当 金				
1. 海外投資等損失準備金	1,650		1,602	
2. 特別償却準備金	5,011		4,606	
特 定 引 当 金 合 計	6,661	1.4	6,208	1.2
N 少数株主持分	—	—	2,027	0.4
負 債 合 計	432,511	95.0	485,884	96.2
資 本 の 部				
I 資 本 金	15,000		15,000	
Ⅱ 資 本 準 備 金	329		329	
Ⅲ 利 益 準 備 金	1,509		1,659	
N その他の剰余金	5,770		2,224	
資 本 合 計	22,608	5.0	19,212	3.8
負 債 資 本 合 計	455,119	100.0	505,096	100.0

(脚 注)

1. 受取手形のほか受取手形
割引高は次の通りである。

昭和53年3月31日現在

百万円

4,097

昭和54年3月31日現在

百万円

4,745

2. 有形固定資産の減価償却
累計額は次の通りである。

百万円

100,122

百万円

126,289

2. 連結損益及び剰余金結合計算書

期 別 科 目	自 昭和52年4月1日 至 昭和53年3月31日			自 昭和53年4月1日 至 昭和54年3月31日		
	金 額		%	金 額		%
	百万円	百万円		百万円	百万円	
I 売 上 高		750,049	100.0		678,974	100.0
II 売 上 原 価		679,527	90.6		622,722	91.7
売 上 総 利 益		70,522	9.4		56,252	8.3
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費						
1. 販 売 費 (注1)	46,613			49,717		
2. 一 般 管 理 費 (注1)	10,308	56,921	7.6	9,020	58,737	8.7
営 業 損 失		—			2,485	0.4
営 業 利 益		13,601	1.8		—	
IV 営 業 外 収 益						
1. 受 取 利 息	5,466			3,902		
2. 受 取 配 当 金	236			351		
3. 為 替 差 益	23,885			19,247		
4. 雑 収 入	269	29,856	4.0	370	23,870	3.5
V 営 業 外 費 用						
1. 支 払 利 息 及 び 割 引 料	21,176			17,564		
2. 社 債 利 息	486			385		
3. 雑 損 失	344	22,006	2.9	591	18,540	2.7
経 常 利 益		21,451	2.9		2,845	0.4
VI 特 別 利 益						
1. 固 定 資 産 売 却 益	205			143		
2. 水島事故損失分担金受取額	12,600			—		
3. 貸 倒 引 当 金 取 崩 額	218			—		
4. 前 期 損 益 修 正 益	44	13,067	1.7	575	718	0.1
VII 特 別 損 失						
1. 固 定 資 産 処 分 損	946			842		
2. 前 期 損 益 修 正 損	972			47		
3. そ の 他 の 特 別 損 失	190	2,108	0.3	—	889	0.1
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		32,410	4.3		2,674 ¹	0.4
VIII 特 定 引 当 金 取 崩 額						
1. 海外投資等損失準備金取崩額	21			188		
2. 特別償却準備金取崩額	550	571	0.1	796	984	0.2
IX 特 定 引 当 金 繰 入 額						
1. 海外投資等損失準備金繰入額	—			140		
2. 特別償却準備金繰入額	1,713	1,713	0.2	391	531	0.1
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益		31,268	4.2		3,127	0.5
法 人 税 還 付 等 (注2)	—			2,399		
法 人 税 等 充 当 額 (注3)	14,696			—		
法 人 税 等 期 間 配 分 調 整 額	693	15,389	2.1	5,481	3,082	0.5
少 数 株 主 損 益		—			164	0.0
当 期 利 益		15,879	2.1		209	0.0

科 目	期 別	自 昭和52年4月1日 至 昭和53年3月31日			自 昭和53年4月1日 至 昭和54年3月31日		
		金 額		%	金 額		%
		百万円	百万円		百万円	百万円	
X その他の剰余金期首残高			—			5,770	
欠損金期首残高			10,109			—	
XI その他の剰余金減少高							
利益準備金繰入額		—			150		
配 当 金		—			1,500		
役 員 賞 与		—			65		
連結会社増加による その他の剰余金減少額		—	—		2,040	3,755	
その他の剰余金期末残高			5,770			2,224	

(脚 注)

自 昭和52年4月 1日
至 昭和53年3月31日自 昭和53年4月 1日
至 昭和54年3月31日(1) 販売費及び一般管理費の主な
費目は次の通りである。

	販 売 費	一般管理費	販 売 費	一般管理費
	百万円	百万円	百万円	百万円
運 賃 諸 掛	32,103	0	34,826	0
減価償却費	1,791	85	1,867	93
給料、賞与及び手当	3,908	3,008	4,223	3,221
退職手当引当金繰入額	327	276	353	327
事 業 税				
事業税充当額	0	3,457	0	2
事業税期間配分調整額	0	178	0	1,551
事業税合計	0	3,635	0	1,553
そ の 他	8,484	3,304	8,448	3,826
合 計	46,613	10,308	49,717	9,020

(2) 法人税還付等

—

法人住民税を含む。

(3) 法人税等充当額

法人住民税及び税法上税額控除
の適用を受ける所得税を含む。

—

3. 連結財務諸表作成のための基本となる事項

	自 昭和52年4月 1日 至 昭和53年3月31日	自 昭和53年4月 1日 至 昭和54年3月31日
(1) 連結の範囲に関する事項	a. 連結子会社の数 菱油ターミナル株式会社(1社) b. 非連結子会社の数 10社 c. 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 上記非連結子会社10社については総資産、売上高及び利益等の観点からみて全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)(以下連結財務諸表規則という)第5条第2項の規定により連結の範囲から除いた。	a. 連結子会社の数 東北石油株式会社 沖縄石油基地株式会社 菱油ターミナル株式会社 菱油タンカー株式会社 (4社) b. 非連結子会社の数 11社 c. 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由 上記非連結子会社11社については、総資産、売上高及び利益等の観点からみて、全体として連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)(以下連結財務諸表規則という)第5条第2項の規定により、連結の範囲から除いた。 d. 連結の範囲を変更した理由 当期中に子会社が増加し、従来の連結範囲では、当社を含む企業集団の財政状態および経営成績を明瞭に表示できなくなったため、上記4社を連結の範囲に含めた。 そのうち、東北石油株式会社は株式の追加取得により子会社となったものであり、菱油タンカー株式会社は新設された子会社である。
(2) 持分法の適用に関する事項	a. 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数 なし b. 持分法を適用しない非連結子会社の数 10社(うち主要なものの会社名: 沖縄石油基地株式会社) 持分法を適用しない関連会社の数 8社(うち主要なものの会社名: 東北石油株式会社) c. 持分法を適用しない理由 関連会社のうち清算会社であるダイヤ冷暖房株式会社に対する投資については連結財務諸表規則第10条第1項第1号に該当するため、その他の17社に対する投資については連結財務諸表規則附則第2項の規定によりそれぞれ持分法を適用していない。	連結財務諸表規則附則第2項の規定により、非連結子会社(11社)及び関連会社(8社)に対する投資については持分法を適用せず原価法により評価している。主要な非連結子会社は、菱油販売株式会社であり、主要な関連会社は三菱液化瓦斯株式会社である。

	自 昭和52年4月 1日 至 昭和53年3月31日	自 昭和53年4月 1日 至 昭和54年3月31日
(3) 会計処理基準に関する事項	a. 重要な資産の評価基準 有価証券：移動平均法による原価法 たな卸資産：移動平均法による原価法 b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産：定額法 ただし連結 財務諸表提出会社の 水島製油所石油化学 部門機械及び装置に ついては定率法。 無形固定資産：定額法 c. 重要な負債性引当金の計上基準 賞与引当金：従業員に対する次期支 給賞与見込額の当期期 間対応分を計上している。 事業税引当金：事業税の納付に充て るため、税法の規定 による必要額を計上 している。 退職手当引当金：従業員の退職慰労 金支給に備えるため、退職慰労金規 定による自己都合退職金の要支給 額を基準に計上している。すなわ ち退職手当引当金の当期繰入は、 法人税法の損金限度額を、取崩し は前期末の退職金要支給額を実施 しており、法人税法の累積限度額 に対する期末残高の割合は104 %である。 d. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への 換算基準 外貨建金銭債権・債務については、 そのすべてについて取得時又は発生 時の為替相場による円換算額を付し ている。	a. 重要な資産の評価基準 同 左 b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法 同 左 c. 重要な負債性引当金の計上基準 賞与引当金：同 左 事業税引当金：同 左 退職手当引当金：従業員の退職慰労 金支給に備えるため、退職慰労金 規定による自己都合退職金の要支 給額を基準に計上している。すな わち退職手当引当金の当期繰入は、 法人税法の損金限度額を、取崩し は前期末の退職金要支給額を実施 しており、法人税法の累積限度額 に対する期末残高の割合は100 %である。 d. 外貨建資産又は負債の本邦通貨への 換算基準 短期債権債務及び有価証券について は、決算日の為替相場による円換算 額を付し、長期債務については、発 生時の為替相場による円換算額を付 している。
(4) 投資勘定と資本勘定との相 殺消去に関する事項	a. 投資勘定と資本勘定との相殺消去は その取得日を基準として行っている。 すなわちいわゆる段階法によっている。 b. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に あたり、消去差額は生じない。	a. 同 左 b. 投資勘定と資本勘定との相殺消去に あたって発生した消去差額は原因分 析により他の科目に振替られないも のなので連結調整勘定として表示し ている。連結調整勘定は発生日後5 年間で均等償却する。

	自 昭和52年4月 1日 至 昭和53年3月31日	自 昭和53年4月 1日 至 昭和54年3月31日
(5) 未実現損益の消去に関する事項	減価償却資産に含まれている未実現損益について、その消去に伴う減価償却費の修正計算を行っている。	同 左
(6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項	利益金処分又は損失金処理の取扱い方法は連結財務諸表規則第8条本文に規定する方法、いわゆる確定方式によっている。	同 左
(7) 法人税等の期間配分の処理に関する事項	連結会計上の利益と税務上の課税所得との差額のうち、期間帰属の差異に基づくすべての項目について、連結財務諸表規則第11条に規定する法人税等の期間配分の処理、いわゆる税効果会計を行っている。	同 左